

屋外広告物を表示するには、許可が必要です。

1. 屋外広告物

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して、屋外で、公衆に対して表示する看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、屋上広告物、壁面広告物などをいいます。

2. 許可申請

屋外広告物を表示する場合は、群馬県屋外広告物条例により、許可が必要です。申請手続きを行っていただきます。

3. 許可基準

(1) 許可基準

屋外広告物を表示する際に注意すべき点について、設置場所、面積など、許可基準が定められています。許可基準に適合しないものは表示できません。

(2) 許可期間

屋外広告物の種類ごとに許可期間が定められています。許可期間を超えて表示を希望する場合は、許可期間が満了する際に、更新の手続きが必要になります。

4. 禁止広告物など

(1) 禁止広告物

著しく破損し、または老朽化したもの、信号機、道路標識または道路工事中用標識等に類似し、またはこれらの効果を妨げるおそれのあるものなどは、表示ができません。

(2) 禁止物件

橋りょう、トンネル、街路樹、信号機、道路標識、歩道柵、カーブミラー、ガードレールなどには、屋外広告物を表示することはできません。

また、電柱、街灯柱には、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することはできません。

(3) 禁止地域

禁止地域には、原則として、屋外広告物を表示することができません。下仁田町内では、一般県道上小坂四ツ家妙義線(県道番号196)の全線が、禁止地域です。

5. 申請書

屋外広告物の表示の許可を受けようとする場合は、許可申請書に関係書類を添付の上、富岡土木事務所施設管理係へ提出していただきます。

許可申請書は、種類ごとに異なります。また、許可申請書に添付する関係書類は、設置場所を表示する位置図、面積・形状を明らかにした図面などです。詳しくは、富岡土木事務所施設管理係へお問い合わせください。

6. 許可手数料

許可申請には、手数料がかかります。種類ごとに、また、面積や個数により、金額が異なります。許可手数料は、群馬県証紙により、おさめていただきます。

7. 申請・お問合せ先

富岡土木事務所施設管理係 ☎63-2255(代表) FAX64-3524

木造住宅耐震診断者派遣事業のお知らせ

あなたの家大丈夫ですか？

木造住宅耐震診断者派遣事業のお知らせです。

地震に強い町づくりの推進のため、木造住宅の耐震診断費用を国・町が負担します。

大地震による被害から尊い生命、身体、財産を守るためには住宅の耐震化対策が重要です。リフォーム等の予定があるお宅は耐震診断をすることで住宅の弱い部分の補強ができるため一石二鳥です。

リフォームに限らず是非この機会にご利用ください。

対象住宅 下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、2階建て以下(持ち家)。(プレハブ、ツーバイフォー工法は除く)

募集件数 本年度は4戸(先着順)

募集期日 平成24年11月30日まで

診断費用 無料 ※診断者の交通費については、申請者が実費を現地調査時に直接支払っていただきます。

その他 ・耐震補強の施工方法など精密診断は対象外です。

・悪質な業者の勧誘にご注意ください。

・町が決定したお宅以外に診断者を派遣することは一切ありません。また、派遣された診断者は、営業活動を行うことはありません。

申請先 産業振興課 土木管理係 ☎82-2111(内線342)

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防種費用を助成しています

町では、昨年に引き続き、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発病及び病気の重症化を防止するなど、高齢者の健康保持を目的に、「高齢者肺炎球菌ワクチン」の予防接種を希望する人に対して、接種費用の一部を助成します。

この予防接種は、希望者のみが接種する「任意予防接種」です。接種者本人が接種の効果や副反応のことを十分に理解し、接種にあたっては、かかりつけの医師（接種を希望する医師）に相談してください。

接種を希望する場合は、接種前に健康課保健環境係へ申請してください。

（※申請場所は、『下仁田町役場』ではなく、文化ホール西側の建物『保健センター』1階です。）

ワクチンの種類	高齢者肺炎球菌ワクチン
【対象者】	<ul style="list-style-type: none"> ◆町内に住所を有し、接種日において満70歳以上の人 ◆過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、町の助成を受けたことのない人
【接種費用】 (自己負担金)	<p>3,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆接種協力医療機関の接種費用7,000円の半額を助成します。 ◆生活保護受給者は全額助成になりますので、お申し出ください。
【接種回数】	1回(助成するのは、生涯1回限りです。)
【申請・接種法】	<ol style="list-style-type: none"> (1) 健康課保健環境係(保健センター内)へ申請し、予診票を受け取る。 持ち物:身分証明書(健康保険証、運転免許証など)、印章(朱肉をつけるもの) ※申請は代理人でも可能です。 (2) 接種者が各自で接種協力医療機関に予防接種の予約をする。 ※接種協力医療機関は、申請の際にご案内します。 (3) 予診票を持って、指定医療機関で予防接種を受ける。 (4) 接種後、費用の半額(3,500円)を支払う。

《肺炎について》

肺炎とは、肺に炎症をおこす病気です。38度以上の熱が続くことがあり、咳が激しい、膿のようなタンが出る、すぐ息が切れる・息苦しくて眠れない、咳き込むと胸に痛みを感じるなどの症状があります。高齢者は、これらの症状が出にくいこともあります。肺炎はここ10数年、死亡原因の第4位でしたが、平成23年では、第3位となりました。また、65歳以上の高齢者の死亡率が9割以上を占めています。高齢者にとっては死亡に至る場合が多く、怖い病気です。

◎注意事項

※接種協力医療機関以外で接種した場合は助成対象になりません。

※この予防接種ですべての肺炎が予防できるわけではありません。

【問い合わせ・申請先】 健康課保健環境係(保健センター内) ☎82-5490